

2022年度越前町団体誘客促進助成事業

実施要項

(一社) 越前町観光連盟

1 事業の目的

越前町への団体観光客の誘致向上を目的として、下記要件を満たす団体に対し助成金を支払う。

2 事業概要

(1) 対象となる旅行会社及び旅行形態

- ・全国の旅行業の登録を受けている旅行会社であること。
- ・企画旅行（募集型・受注型）もしくは手配旅行であること。

(2) 助成の条件

- ・福井県外の地域を出発し、越前町内の一般社団法人越前町観光連盟（以下『連盟』という。）会員施設（別紙様式1）で宿泊または食事をとること。 ※証明書必要
※店舗飲食に限る
- ・15名以上の団体（実績ベース）であること。
- ・連盟会員の観光施設1箇所、及び土産品施設1箇所以上を来訪すること。
※証明書必要
- ・対象とする旅行商品が、他の補助金・委託金・助成金を受けていないこと。
※他の補助金・委託金・助成金の併用が発覚した場合、連盟の承認後であっても助成金の申請を取り消す場合がありますのでご注意ください。
- ・助成の対象となる人数は、旅行設定ではなく旅行催行実績であること。
※連盟からの『越前町団体誘客促進助成事業企画承認書』の届いていない旅行に関しては、助成対象外とする。
- ・原則として、団体旅行の参加者全員が全行程を同行動すること。
- ・旅行実施日の前日から起算して10日前までの申請であること。

(3) 助成期間（旅行日基準）

2022年 4月 1日（金）～2023年 3月31日（金）

までとする。

(4) 助成金額

宿泊 1,000円／名

食事 500円／名

ただし、旅行1回につき15名以上に限る。（乗務員、添乗員は人数に含まない。）

※小人は大人と同料金の参加の場合のみ対象とする。（小人料金等は対象外）

※1社あたり、期間内合計2,000千円の助成を上限とする。

支社や支店・営業所単位での申請についても同枠となりますのでご注意ください。

※助成金額は、1旅行あたりの参加人数とする。（連泊の場合でも助成金額は1回のみ）

3 助成手続き

(1) 申請書

- ①『越前町団体誘客促進助成事業申請書(様式1)』と旅行行程表およびツアーチラシ(募集型企画旅行のみ)の提出

※旅行開始の10日前までに申請書に社印を押印の上、原本をご郵送ください(必須)

- ②申請内容を審査後に、後日連盟より『越前町団体誘客促進助成事業企画承認書』を通知する。

- ③出発日の3日前までに『旅行連絡報告書(様式2)』を、申請者よりFAXにて送付すること。

(2) 実施報告書・請求書

旅行終了後1ヶ月以内(厳守)に、『団体立ち寄り確認書(様式3)』、『実績報告書(様式4)』、『請求書(様式5)』を提出すること。

4 様式

越前町団体誘客促進助成事業申請書(様式1)

旅行連絡報告書(様式2)

越前町団体誘客促進助成事業施設立ち寄り確認書(様式3)

越前町団体誘客促進助成事業実績報告書(様式4)

越前町団体誘客促進助成事業請求書(様式5)

越前町団体誘客促進助成事業中止申請届(様式6)

【注意事項】

- (1) 助成金額(予算額)には上限があるため、予告なく終了する場合がある。

※本事業は、予算上限に達し次第終了となります。

当連盟からの承認通知は、申請人数(金額)を保証するものではありませんのでご了承ください。

- (2) 助成に関する書類を期限内に提出できない場合は、助成金の交付ができない場合がある。

- (3) 助成の請求に関しては、1ヶ月毎の月締め請求とする。

※ただし、月締め請求の難しい場合は、必ず1ヶ月毎に実績数値を報告すること。

- (4) 『越前町団体誘客促進助成事業申請書(様式1)』を受理後、事情により申請を取り消す場合は、速やかに『越前町団体誘客促進助成事業中止申請書(様式6)』を提出すること。

- (5) **新型コロナウイルスの感染拡大により、日本政府や都道府県から緊急事態宣言等が発令された場合は、対象地域の発着もしくは全申請を停止または中止する場合がある。**

(まん延防止等重点措置も含む)

5 提出・問い合わせ先

一般社団法人 越前町観光連盟

住 所 〒916-0422 福井県丹生郡越前町厨 71-335-1

T E L 0778-37-1234

F A X 0778-37-1805

担 当 駒 恵理子